平成２６年（フ）第１０号
佐賀県神埼市千代田町境原1308番地18
債務者　山田　麻美
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
熊本市東区新外２丁目３番25号、前住所熊本市東区花立５丁目８番１―301号
債務者　藤本　ゆり
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
宮崎県延岡市本小路12番地３
債務者　増田　　正
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１６号
宮城県大崎市鳴子温泉字関口56番地18
債務者　高橋　妙子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
栃木県大田原市狭原1223番地353
債務者　薄井　祐樹
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１７号
兵庫県伊丹市西野１丁目240番地の１　シャルマンコーポ伊丹３―727号
債務者　熊野　真一
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
兵庫県川西市小花２丁目27番７号
債務者　木谷　美香
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
兵庫県宝塚市売布東の町３番１―310号、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―217号
債務者　岩永　哲久
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
兵庫県伊丹市池尻２丁目348番地の１　サンプリンス武庫川506号
債務者　角井こと　角井　幸夫
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
兵庫県宝塚市中筋山手３丁目６番４号　中山マンション101号
債務者　神山　浩二
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
北九州市若松区中畑町１番13―204号
債務者　浅野　太一
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９０号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治一番館402号
債務者　内田　和子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５号
愛知県春日井市上条町４丁目32番地　信濃ハイツ203号
債務者　金森　啓三
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２４号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目９番地12
債務者　八木　孝洋
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８６号
神戸市兵庫区中道通２丁目１番15号　ポムドテール403、従前の住所神戸市中央区栄町通６丁目１番18―405号
債務者　スナック432゛こと　清水　光男
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
神戸市須磨区中落合１丁目１番408―502号
債務者　菊谷　真澄
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５号
神戸市垂水区名谷町1949番地の１　リブコートオリジン1804号
債務者　澤田　尚子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部